

## 「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」等の一部改正（案）について

### 1. 背景

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 48 条の規定に基づき、学科試験に合格した者は、合格通知から 2 年の間に実地試験を受験する必要があったところ、令和 7 年 3 月の「操縦士・航空整備士の女性活躍推進WG」のとりまとめにおいて、整備士に係る資格について、『現在の制度ができた当時（平成 5 年）と現在とでは働き方も大きく異なっている状況を踏まえ、育児休暇取得など、航空整備士の国家資格に関する学科試験合格から実地試験を受験するまでの期間に関し、現在の働き方を踏まえたものに見直すべきである』とされた。

これを踏まえ、諸外国の資格制度及び我が国の整備士の養成の実態に応じた、学科試験合格者に対する学科試験合格の有効期間を見直すため、規則の改正が予定されていることから、「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の通達改正を行う。

併せて、規則第 50 条の 3、第 50 条の 9、第 50 条の 10 の規定に基づき、指定養成施設の指定、課程についての限定の変更又は教育規程の変更のいずれかの申請を行おうとする者は、国土交通大臣に教育規程を 2 部提出する必要があったところ、今般、電子での申請を可能とすることとされた。

これを踏まえ、教育規程の部数の要件を設けないこととする規則の改正が予定されていることから、「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の通達改正を行う。

### 2. 改正概要

- (1) 「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領（空乗第 248 号 昭和 51 年 4 月 26 日）」

学科試験の合格の通知があった日から 5 年以内に行われる実地試験を受験することができる要領の追加を行う。
- (2) 「航空従事者養成施設指定申請・審査要領（空乗第 1197 号 平成 12 年 10 月 11 日）」

申請に伴う教育規程の部数の要件を削除する。
- (3) その他空白部分の修正など所要の改正を行う。

( 別添 )

**3. 今後の予定**

公布 : 令和8年6月

施行 : 令和8年7月